

令和7年4月23日

発 言 者	発 言 要 旨
【請願 13 号の審査】	
相田（光）副委員長	請願 13 号については、様々な観点から県が調査をしているところだと思う。冒頭にも教育長から説明があったが、県内のニーズも調査した上で夜間中学の必要性を吟味していくということである。よって、なお調査研究が必要であることから、請願を継続審査に付すべきだ。
高橋（啓）委員	全国的な動きとして夜間中学の開設が進んできていると思うがどうか。
多様な学び推進室長	令和7年4月1日時点で、32 都道府県において、62 校が開校している状況である。
高橋（啓）委員	夜間中学をつくってほしいという部分について、執行部で調査費用を予算措置したのだから、願意妥当で採択してもいいと思う。
相田（光）副委員長	全国では 32 校という説明だったが、県内における状況はまだ分からない状態である。まずは、しっかりとそのニーズがあるのかも含めて状況を調べて、願意が妥当かどうかを判断していいと思う。
高橋（啓）委員	自民党の菅政権時に、全国全てに夜間中学をつくる話が出て、国でも動いているわけだから、調査云々ではないと思う。
梅津委員	夜間中学の在り方検討事業費として、今年度予算化されているが、1 年間かけて検討するわけではないと思う。いつ頃結論を出すつもりか。早めに結果を出して、その上でニーズがはっきりするのであればそれで決めるということもあると思う。いつまでに県は調査するのか。
多様な学び推進室長	ニーズ調査は7月までに終了したいと考えており、それを受けた在り方検討委員会を年4回開催して進めていく予定である。
梅津委員	7月であればもうすぐ結果が出る。ニーズ調査の結果を聴いてから、願意が妥当かを判断しても良いと考える。
今野委員	共通認識として、どういう実態があるかを把握しなければならないと思う。一部だけの情報ではなく、本当に必要だということを共有するために、ニーズ調査の資料が必要であると思う。前向きに進めていくためにも資料を基にして結論を出せば良い。
⇒簡易採決の結果、継続審査に決定	
【所管事項に関する質問】	
梅津委員	県立高校のトイレ洋式化の集中整備に係る事業の詳細はどうか。
施設整備主幹	県立高校のトイレ洋式化については、良好な教育環境の確保に向けて、令和7～8年度の2か年間で集中的に整備を図る。7～8年度の2か年の債務負担の予算として8億1,600万円を計上した。 当該予算により、県立高校 20 校において、生徒が頻繁に使用する校舎

発 言 者	発 言 要 旨
梅津委員	等のトイレ洋式化を図る計画である。 山形東高校においてトイレの異臭事案が発生し、大変臭くて生徒の学びにも影響している状況である。また、非常に利用頻度の高いところであるにもかかわらず使用禁止になっているトイレがある。また、あるトイレはボットンタンクというのか、今では見ないようなトイレがあり、さらにはその水タンクが小さく、水の流れが非常に少ないといった問題がある。 洋式化とあわせて、特に学びに影響するようなトイレの状況は改めるべきと考えるがどうか。
施設整備主幹	山形東高校のトイレの異臭については、1年生のフロアにある研修室の隣の男子トイレから発生していると聞いており、授業中に異臭が発生することは問題であると認識している。その原因の特定には至っていないが、これから行うトイレ洋式化の設計の中で、原因究明を図り、必要な対応を講じていく考えである。 なお、工事の内容については、トイレ洋式化が主であるが、それぞれの学校の状況に応じ、床の改修や給排水管の改修、場合によってはトイレブースの改修も必要になるかもしれないため、設計の中で各学校の状況を把握して、学校の意見を聴きながら対応していく。
梅津委員	高校生の就職活動に当たり、応募は1人1社といった制限はあるのか。
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	9月中旬の就職活動の解禁時点では、まずは1人1社ということにしている。
梅津委員	それは何故か。
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	各学校に求人があったときに、誰に応募させるかについて、保護者も加えて話し合いをする。学校側でどのような生徒を送り出すかをしっかり調整している状況である。 ただ、人手不足の状況があり、最初は1人1社と言っているが、その結果が出た後は、複数の会社に応募が可能となっている。
梅津委員	まずは1社決めましょうという方針であり、その後、どういう活動をするかは、それぞれ生徒の自由ということか。
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	まず1社に応募するが、内定に至らなかった生徒については、その後、保護者と本人の考えも踏まえながら次の応募先を決めている。
梅津委員	初めから複数応募とすべきではないか。もちろん3社も4社も採用内定をもらうということではないが、今後少し工夫が必要ではないかと思う。
高校教育課長 (兼)DX推進 室長	県では、3月下旬に県高校就職問題検討会議を開催し、就職問題に関する申合せや意見交換をしている。メンバーは、県商工会議所連合会、県商工会連合会、中小企業団体中央会、県高校長会、私立高校の代表、県高校長会の農業水産、工業、商業部会の各代表、進路指導部会、教育局高校教

発 言 者	発 言 要 旨
	育課、総務部高等教育政策・学事文書課、産業労働部雇用・産業人材育成課、山形労働局である。 その中で、1人1社の見直しも議論されている。全国的な状況としては、現在5府県（秋田県、沖縄県、和歌山県、大阪府、茨城県）が最初から複数応募が可能な形で実施している。 本県については、当初の9月16日の選考開始時は1社だが、10月1日以降は3社まで応募可能としている。学校では担任や進路指導担当、生徒本人、保護者の3者間の合意を得ながら応募を進めるが、全国的な議論の中では、本人の意思を尊重した仕組みにすべきではないかとされている。 その中で、複数社の応募を認めた場合、学校にとっては、内定を取れる生徒と取れない生徒に二極化するといった問題、企業側からは、内定を辞退されるリスクが高まる、採用選考活動が長期化するという懸念も出されている。 また、知名度の高い企業や大企業への応募が高まるのではないかと、県外企業への就職が進み、地方からの若者の労働力の流出につながるのではないかとといった様々な意見が出されている状況にある。
梅津委員	県立高校未来創造ビジョンについて、5月に教育委員会で決定することだが、今後、公立高校の在り方というものがさらに問われてくることになると思う。 その中で、このビジョンが5月に決められてしまうと、本委員会の議論が反映されるのかが疑問である。委員会の意見もじっくり検討した上で決定することが必要だと思うがどうか。
高校未来創造室長	ビジョンについては、3月28日から4月18日までの間にパブリックコメントを行い、提出のあった意見を基に必要な修正を加えて、5月の教育委員会で決定するスケジュールである。 策定したビジョンに基づき、各地区でビジョンに対する説明会を実施したいと考えている。その中で、各市町村教育長や産業界の代表、高校・中学校の代表、生徒も含めて、このビジョンに対する意見を聴きながら、その後の地区ごとの検討会に反映させていきたい。このスケジュールの関係で、5月の教育委員会で決定する形になった。 なお、地区ごとの説明会では、生徒の参加も想定していることから、7～8月の夏休みを含めた期間で実施したいと考えている。
梅津委員	今後の委員会で様々な議論があった後に、ビジョンを修正すべきだとなった場合は、5月で決定したものを変更可能という理解でよいのか。
高校未来創造室長	委員会の意見はしっかりと受け止める必要があると捉えている。
梅津委員	当該ビジョンについては、非常に重要であると認識している。6月の定例会で、しっかりと集中的な審議や委員間討議の時間を取ってほしい。
今野委員	様々な方々の意見を踏まえて、ビジョンとして示しているとは思いますが、委員間討議の中で県立高校のこれからの在り方をさらに深める時間が必要だと思う。5月を過ぎても、しっかりと委員会の意見を聴いてほしい。

発 言 者	発 言 要 旨
今野委員	情報化社会の進展により、子どもに対する情報モラル教育が重要だが、例えば、ネット情報が真実なのかを判断する力や批判的な目を育てることなどについて、どのように教育が行われているのか。
多様な学び推進室長	小中学校では、社会科や学級活動、技術科、家庭科の分野において、ネットモラルや危険性について学習を進めている。また、学年集会等において、外部講師を招いた学習会なども盛んに行っている。
今野委員	情報モラル教育においては、実体験などの事細かな生きた事例を挙げて教育しなければならないと思うが、そういったことが行われているとの認識でよいか。また、年間の延べ回数や実施校の数はどうか。
多様な学び推進室長	警察署の生活安全課やインターネットプロバイダ会社、携帯電話会社が講師になり、実際の危険性などを教えている。また、実績回数は調べていないが、多くの学校で行われ、小学校低学年時から学びを進めている。
今野委員	小中学生の携帯電話・スマートフォンの所持率はどれくらいか。
多様な学び推進室長	小学6年生で58.4%、中学3年生で87%である。
今野委員	県内における子どもが関連したSNSに起因する被害状況はどうか。
参事官（兼）生活安全企画課長	令和6年中、SNSに起因する児童の犯罪被害者数は13人であり、5年と比較して9人増加している。 被害状況については、罪名別で、青少年健全育成条例違反6人、不同意性交等2人、不同意わいせつ2人、児童買春2人、児童ポルノ1人である。
今野委員	小学生、中学生、高校生と分けるとどうか。
参事官（兼）生活安全企画課長	学職別では、高校生8人、中学生4人、無職少年1人である。
今野委員	アカウントを取得するのに年齢制限を設けているSNSもあるが、実際は保護者が子どもに懇願される形で保護者のアカウントを取得しているようである。その場合、何か決められた罰則はあるのか。
参事官（兼）生活安全企画課長	年齢を偽ってインターネット上のサービスを利用する場合に関して、サービスの内容によっては、事業者側が法令に抵触する場合もあると考えられる。例えば、いわゆる出会い系サイト規制法では、事業者側において、児童生徒が利用することがないような措置を講ずることが求められており、これに違反した場合、事業者側に行政処分が科せられ、当該行政処分に従わなかった場合は、罰則規定に抵触する可能性もある。 一方、利用者が年齢を偽ってインターネット上のサービスを利用することについて、犯罪に該当するか否かは個別に判断することになる。 その上で、利用許可なく他人のID等を使い、第三者になりすましてサービスにログインした場合、不正アクセスの罪に問われる可能性があり、また身分証明書等を偽れば、文書偽造に問われる可能性もある。

発 言 者	発 言 要 旨
	警察では、学校と連携し、非行防止教室等の講話内容等にもこの話題を盛り込み、啓発に取り組んでいる。
今野委員	学校との連携は非常によい。年齢制限を知っている保護者はそう多くないのではないか。改めて、保護者に対してそういうルールがあることを、何かの機会にきちんと伝える必要があると思うがどうか。
多様な学び推進室長	学年あるいは学校単位での研修会に保護者を呼んでいるところもあるので、各教育事務所での生徒指導担当者会等で議題に挙げるよう努める。
今野委員	致道館中学校の給食は鶴岡市に委託しているが、委託の内容はどうか。
学校体育保健課長	学校給食は、学校給食法が示すとおり、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う重要な役割を果たすものと捉えている。 致道館中学校の学校給食は、県と鶴岡市が協定を結び、鶴岡市の給食センターから提供を受けている。協定の内容は、鶴岡市の給食センターの運営方針に則った給食の提供となっており、県立中学校であっても協定を結んだ自治体の基準、運営方針で提供されていると認識している。
今野委員	鶴岡市の給食センターの老朽化について、様々な検討がなされているが、市の問題であるから県は関わっていない。しかし、県も委託していることから、県として県立中学校の給食をどう提供するのか、学びにつながるような食育をどう育てるのかは非常に重要なことだと思うので、今後、参加について検討してほしい。
矢吹委員	スポーツ中の歯の欠損を防止する上で、マウスガードは重要であり、県歯科医師会では普及に当たり、特に山形市と連携し、独自に補助事業を実施している。学校として、マウスガードの重要性や普及に関して、どう考えているのか。
学校体育保健課長	全国高体連、中体連、高野連に加盟する 36 の競技団体のうち、公式大会出場の条件としてスポーツマウスガードの着用が義務付けられている競技は、ラグビーフットボール、ボクシング、アイスホッケー、ホッケーの 4 競技である。その他の競技では、ルール上の規定はない。 県教育委員会では、身体の激しい接触が想定される競技が他にもあると認識し、生徒が安心安全にスポーツ活動を行うことができるよう、競技団体、高体連、中体連とマウスガードの周知に関して連携を図っている。 観光文化スポーツ部において、競技団体を対象とした講習会なども開催しているので、この点も高体連、中体連含めて周知している。
矢吹委員	これは、観光文化スポーツ部、厚生部門及び教育局にまたがる課題であり、ぜひ部局横断的に普及促進に努めてほしい。
矢吹委員	学校歯科医について、負担感があるとの声が上がっている。配置基準について、柔軟な対応をした方が良いと思うがどうか。
学校体育保健課	学校歯科医の配置については、前年度の在籍生徒数に応じて各学校に 1

発 言 者	発 言 要 旨
長	人を基準とし、600 人以上の場合は2人配置する。600 人を下回った場合は1人減となるが、令和6年度の生徒数として下回ったのが、米沢興譲館高校と他1校である。 また、500人台も東桜学館を含め6年度で6校ある。 一方で、600 人を下回った場合には、すぐに1人減とするのではなく、当該年度は調整期間とし、1年間2人を配置する経過措置を設けている。 高齢化や地域によっては歯科医が減少していることなどもあり、今後、他県の配置基準や県歯科医師会の意見を聴きながら、学校歯科医の配置について研究していきたい。
矢吹委員	県立高校における入学式や卒業式等の式典における県民の歌の斉唱状況はどうか。
高校教育課長 (兼)DX推進 室長	県教育委員会では平成28年12月に通知を発出し、県民の歌「最上川」をより身近なものとするため、各校での取組みを依頼している。令和元年度の調査では、儀式等で斉唱しているのが26校、部活動や教科の音楽等で指導しているのが31校、BGMとして使用しているのが23校だった。ほぼ全ての県立高校において、儀式等で県民の歌「最上川」を斉唱するなど身近に感じるような取組みを進めている。
矢吹委員	非常に素晴らしい取組みだが、一方で、国歌斉唱において、入学式では1年生が舞台を背にし、6年生がお出迎えし、その後ろで保護者が見る、いわゆる対面型の入学式が多い。また、天童高校では、指揮者を見ながら歌っていた。基本的に、国歌は指揮者が不要であり、国旗に向かって歌うというのが普通だと思う。国歌を歌う意義や国旗に向かって歌うといった部分をしっかりと小さい頃から指導することが重要だと思うがどうか。
義務教育課長	小中学校では、対面式で入学式を行う学校が多い。これは、新入生の子どもの心理的な安定という観点から、発達段階を考慮し、親の顔を見ながら、あるいは上級生の所作をまねすることができるといった配慮のもとに行われている。 また、卒業式については、国旗掲揚や国歌斉唱が行われているが、義務教育段階では、国歌をきちんと歌えるという点を最も重視し、式典において指揮者を見ながら歌う形で執り行っている。
高校教育課長 (兼)DX推進 室長	多くの高校では、全員が同じ方向を向いて式典に参加している。また、国歌斉唱の際は指揮者を置いているケースが多いと認識している。今後、学習指導要領を踏まえ、国旗国歌の指導について、改めて確認したい。
高橋（啓）委員	高校のトイレ修繕関係については努力が見られるが、残念ながら全体として県立高校の指定修繕予算額は、変わっていない。現場段階から要望が上がってくる要求額について、昨年度でどれぐらいになっていて、それに対する対応額はどうか。
施設整備主幹	指定修繕営繕工事費について、学校からの要望額は、令和6年度で高校と特別支援学校を合わせ、全体で約65億8,700万円であった。これに対して、予算額は6年度で3億3,400万円であり、要望全体の5%程度への対応という厳しい状況にある。

発 言 者	発 言 要 旨
	この現状は重要な課題と認識している。学校からの要望について、例年5月頃に学校施設担当職員が学校に赴き、要望のあった施設の状況を確認し、それに加えて、総合支庁建築課職員による専門的な確認及び評価を参考にし、要望に対応する箇所を決定しているが、まずは建築課職員の現場確認による優先度評価において、最も迅速に対応しなくてはならないとされるAランク判定の箇所を中心に、今後5年間で対応していくこととし、7年度は6年度比で約1.4倍の予算の増額を図った。 今後5年間で、緊急に対応しなければいけない箇所から対応し、老朽化対策を進める考えである。
高橋（啓）委員	この問題について、10年ぐらい前に聞いたときの要望額が全体で20億円台だった。それに対して2億円位の予算額だったはずだが、現在は要望額が3倍以上の60億円台という半端でない状況になっている。 本当に抜本的な対応の仕方を考えなければならない。今後ますます増加することが予想され全然足りない。 そして、高校校舎の建て替えについて、建て替え時期に該当する高校はどれぐらいあるのか。耐用年数を含めてどう考えているのか。
施設整備主幹	建て替え時期の捉え方は様々あり、その一つの法定耐用年数については、学校用のRC構造は47年、鉄骨造は34年など違いがあるため、全体として50年を経過した施設を一つの目安として捉えている。それに該当する県立高校は、鶴岡工業高校、寒河江高校、長井高校など複数あり、昭和40年代に建築された校舎が該当する。老朽化の状況について、今後の課題であることを十分認識しており、対応について検討していきたい。
高橋（啓）委員	PPPあるいはPFIという新たな手法が出てきて、財源的に平準化が図られる。それらの手法を含めて前に進めていく必要があるのではないかな。全体的な魅力向上関係含めて、トイレの話もあったが、施設整備は子どもたちが、県立高校を選択する際の大きな要素になってくると考える。
高橋（啓）委員	県立学校における照明機器のLED化はどの程度進んでいるのか。
施設整備主幹	県立高校のLED照明の導入状況は、本校舎、分校、独立の定時制校舎を合わせた44施設のうち、昨年度までで32施設において導入し、全体で72%である。また、特別支援学校については、本校舎、分校舎等を合わせ14施設のうち9施設で導入し、全体で64%である。 引き続き、全ての施設に導入されるよう進めていきたいと考えている。
高橋（啓）委員	県有施設の指定管理事業者が事業の中で業務委託している案件で、県の指定管理料の額が上がらないから我慢してくれという話題がある。 賃金が毎年のように上がる状況の中で、指定管理者制度は5年や3年の期間で指定する仕組みであるが、この間の県の支払額は一定であり、第三者への業務委託をしている部分が我慢させられる状況が当該制度の中で生じている。その現状はどうか。
生涯教育・学習振興課長（兼） 郷土愛育成室長	教育局では、県内4つの少年自然の家と天童にある青年の家等で、指定管理者制度を導入している。 直接雇用する人件費や委託に係る人件費が高騰していると聞いており、

発 言 者	発 言 要 旨
	令和7年度の当初予算では、各施設から状況を聴いた上で指定管理料の増額を図っている。
森田委員	県警察において、今年度から捜査支援分析課を新設し、災害対策係が災害対策室に昇格した。これらに至った経緯と業務内容はどうか。
参事官（兼）刑事企画課長	捜査支援分析課の新設経緯については、最近の県内治安情勢を見ると、殺人、強盗、組織的窃盗といった重要犯罪が増加しているほか、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の続発が県民に大きな不安を与えている。 こうした中、犯罪発生状況の集約・分析、防犯カメラ画像をはじめ、客観的資料の分析による犯人の割出や犯罪収益の追跡等が以前にも増して重要になっている。このような捜査支援分析業務は、元来、各部門の専門的知識と経験を結集する、部門の垣根を超えた全庁的業務であるが、これまでは捜査項目によって対応所属が複数に分散していた。そこで、多岐にわたる捜査支援分析のリソースを集約し一体的に運用する捜査支援分析課を新設することで、業務の円滑化と分析の高度化を図り、本県警察の捜査体制の強化と捜査力の更なる向上を期するものである。
警備第二課長	災害対策室の昇格の経緯については、近年、全国的に自然災害が激甚化、頻発化しており、本県においても、4つの活火山と4つの活断層があるなど災害の脅威があるほか、ここ数年の間にも複数回の大地震や大雨被害が発生している。また、昨年は大雨災害により警察官2人を含む3人の命が失われた。 こうした中、県警察としては、災害への対処能力を向上させ、警察職員の安全対策を踏まえつつ、災害から県民を守るための取組を進める必要がある。災害警備活動の高度化の取組みをリードする組織として、この度、警察本部警備第二課内に災害対策室を設置した。 県警察では、災害対策室のもと、災害警備訓練、資機材整備や消防等の関係機関と連携した訓練等を推進し、災害警備活動の高度化に取り組む。
森田委員	令和6年7月25日と26日に庄内地域と最上地域で発生した災害の際、パトカーに自分を守る救命道具が装備されていなかった。今年度、予算化されたと思うが、そういった経過も含めて、救助・災害に出向く警察官のために、どのような取組みを進めていくのか。
警備第二課長	県警察としては、令和6年7月の大雨災害の経験から、警察職員の安全対応を踏まえた災害警備活動の高度化を図るため、装備資機材の充実強化、水難救助事案を想定した運用ルールを着実な浸透、関係機関等との連携のさらなる強化として、行政当局と連携した災害危険箇所の実態把握・更新、自治体、消防等の防災関係機関と連携した災害対処訓練の共同実施、災害教訓の伝承及び教養として、警察職員の身を守るための教訓の伝承及び教養などについて、災害対策室が主導し、現場で最前線に立つ機動隊員や警察署員に対する訓練等を計画的に推進している。このような取組により、県民の安全安心を守り、かつ職務に従事する警察職員の安全を守る災害警備対策に万全を期していく。
森田委員	新入学などで新生活が始まる中で、交差点の中の路面標示が消えていたり、薄くなったりしているが、公的機関なので入札もあって時間にかかる

発 言 者	発 言 要 旨
交通規制課長	のだろうが、今年の路面標示の更新はどういった計画で進むのか。 交通規制に係る路面標示については、横断歩道や追い越しのためのはみ出し禁止等の実線、また、「止まれ」文字などの図示標示があり、それらについて、横断歩道とはみ出し禁止の実線については4年ごと、図示標示については8年ごとに更新する。 ただし、除雪などの影響により、更新時期を迎える前に、磨耗した路面標示については、現場調査の上、個別に更新している。
森田委員	本県における信号機の制御機器の更新状況及び信号灯器のＬＥＤ化の推進状況はどうか。
交通規制課長	信号機の信号制御機については、令和6年度末で、県内には1,796基あるが、故障による障害発生が少ないことから、更新基準を23年経過したものとしている。23年経過した信号制御機は220機、全体の12.2%であり、毎年度、80基を計画的に更新している。 次に、信号灯器のＬＥＤ化は、6年度末現在、県内信号機1,809か所のうち79.2%に当たる1,433か所でＬＥＤ式灯器となっており、10年度末までに全ての信号灯器をＬＥＤ化すべく、計画的に整備を進めている。
相田（光）副委員長	国立と県立の高校について、併願ができない例が存在するのか。
高校教育課長（兼）ＤＸ推進室長	一般入試において、県立高校に出願する場合は一つになるが、国立や私立との併願に制限はないと認識している。 なお、推薦入選に関しては、出願の条件として入学を確約できる者となっており、推薦入選で合格した場合、併願はできないことになる。 また、令和8年度からは、前期（特色）選抜と後期（一般）選抜が始まるが、前期（特色）選抜についても入学を確約できるものとなっている。
相田（光）副委員長	国立と県立の併願が可能である点について、県内の教員に改めて周知し、生徒に対して受験機会を確保することが必要と考えるがどうか。
高校教育課長（兼）ＤＸ推進室長	公立高校入選実施要項を毎年10月に示し、県内の4地区で中学校校長及び3年生の学年主任、高校向けに説明会を実施している。その中で、併願できることを前提に、一般入学者選抜に出願後に、国立諸学校に合格した場合の対応を説明している。令和8年度から新たな入選制度を開始することから、今年度は実施要項の公表を6月に前倒しする予定である。 例年通り、10月にも対面での説明会を予定しており、その際に併願ができることをさらに強調し、手続き等も含め、しっかりと説明したい。
相田（光）副委員長	令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車運転時の携帯電話使用及び酒気帯びの罰則強化が図られたが、具体的な内容はどうか。
参事官（兼）交通企画課長	令和6年11月1日に、自転車運転中における携帯電話等の通話や操作等のいわゆる「ながらスマホ」と、自転車の酒気帯び運転等の罰則が強化された改正道路交通法が施行された。 全国的に自転車運転中の携帯電話等の使用等に起因する交通事故が増

発 言 者	発 言 要 旨
	加傾向にあることや、自転車の運転者が酒気帯び状態であった場合の死亡・重傷率が高い傾向にあることを踏まえ、罰則の強化・整備がなされた。 自転車運転中における携帯電話等の通話や操作について、従前は、山形県道路交通規則での禁止規定を受けた公安委員会遵守事項違反として5万円以下の罰金とされていたが、改正道路交通法により、自転車運転中に手で携帯電話を保持して通話や表示された画像を注視した場合、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金と罰則が強化され、同行為により主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金との罰則が定められた。 また、身体に一定程度以上のアルコールを保有する状態で自転車を利用する酒気帯び運転について、従前は、酒気帯び運転自体は禁止されていたものの、その違反に対する罰則は規定されておらず、改正道路交通法により、自転車を酒気帯び運転した場合は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金と罰則が定められたほか、自転車を利用する恐れがあることを知りながら酒類を提供するなど、酒気帯び運転を助長する行為が新たに罰則の対象となった。
相田（光）副委員長	改正道路交通法施行後の県内での摘発状況はどうか。
交通指導課長 （兼）交通反則 通告センター所 長	令和6年11月1日から7年4月21日までの約5か月半の期間で、県内で自転車を利用中に携帯電話使用等で検挙された者は3人、酒気帯び運転で検挙された者は19人の計22人を検挙し、検察庁へ送致している。
相田（光）副委員長	県民に対する周知はどのように行っているのか。
参事官（兼）交 通企画課長	改正道路交通法の施行前から、継続的に法改正の周知に努めている。具体的な取組みとして、一つ目は県警察が行う交通安全教育や自転車ヘルメットの着用促進など、各種啓発活動に併せた周知活動のほか、関係機関・団体や県民と一緒に取り組む交通安全県民運動等の機会を通じた情報発信をしている。 二つ目は県警察のホームページへの掲載及びやまがた110ネットワークでの広報、県警察公式Xへの投稿、テレビ、ラジオでの広報など、各種広報媒体を活用して情報を発信している。 三つ目は交通安全団体、飲食店組合など各種業界団体に呼びかけ、法改正の周知と自転車の酒気帯び運転防止対策等への協力要請をしている。 リーフレットを活用した各戸への広報についても巡回連絡など様々な活動を通じて行い、関係機関・団体と緊密に連携しながら、法改正について丁寧な情報発信をしていきたい。
相田（光）副委員長	中高生に対し、自転車に乗りながらのスマートフォンの操作は絶対駄目だと伝えていかなければいけない。新年度が始まって新しく入学した1年生までしっかりと伝える必要がある。学校に対する周知は、教育委員会と連携しなければならないが、警察としてどのような対策をしているか。
参事官（兼）交	中学生や高校生は、通学等で自転車を利用する機会が多いことに加え、

発 言 者	発 言 要 旨
通企画課長	SNS等でスマートフォンを頻繁に利用することが考えられるため、他の年代の方に比べ、自転車運転時に携帯電話を使用してしまう可能性が高いという懸念がある。 このため、自転車運転時の携帯電話使用等の禁止については、地域住民への周知活動に加え、中高校生に対する追加の周知活動を行っており、当該周知活動も改正道路交通法が施行される前から関係機関や団体と連携して行っている。 具体的には、休日に中高校生が集まる大型ショッピングセンターにおける広報啓発イベントの実施や、高校生などとの協働による登校時間帯における学校や駅周辺での広報啓発活動の実施、各学校での交通安全教室や自転車教室における広報啓発、新入生対象のオリエンテーション等での広報啓発等の取組みを継続して行っている。 また、施行前の昨年9月には、教育局に対して各学校への周知を依頼し、生徒への事前の周知も図った。 引き続き、中高校生の目に留まるように機会や場所を工夫しながら広報啓発を推進する。